様式第４号（第４条関係）

被　害　者　等　給　付　金　却　下　書

<table>
<tr><td colspan="2">請　求　者：
住　所
氏　名　　殿
平成　　年　　月　　日付けで請求のあつた給付金の支給について、下記のとおり却下する。</td><td>却下年月日：平成　　年　　月　　日
却下番号：　　号
（認定権者）
官　職
氏　名　　㊞</td></tr>
<tr><td>却下の
理　由</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　１　この認定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この却下書を受けた日の翌日から起算して３月以内に書面で、防衛大臣に審査請求をすることができます。なお、認定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、認定の日の翌日から起算して１年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

２　この認定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この認定があったことを知った日から６月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、認定があったことを知った日から６月以内であっても、認定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。